

岐阜県公報

号外 (一) 令和元年九月五日

告 示

目 次
告 示

(家畜防疫対策課)

ページ

家畜伝染病の発生
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定
家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定

(同)
—
—

令和元年九月五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第百八十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定による家
畜伝染病が発生した旨の届出があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示す
る。

- 一 家畜伝染病の種類
豚コレラ
- 二 家畜の種類
- 三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数
疑似患畜 四頭
- 四 発生場所
中津川市
- 五 発生年月日
令和元年九月五日

岐阜県告示第百九十九号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六
号)第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則(昭和三十九年岐阜県規則
第九十四号。以下「規則」という。)第三条の規定により、家畜の種類並びに当該家畜

等の移動及び移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

令和元年九月五日

岐阜県知事 古田肇

一 家畜の種類

二 指定区域

中津川市田瀬及び付知町

- 中津川市上野、加子母、川上、坂下、下野、高山、苗木及び福岡、加茂郡白川町
黒川並びに加茂郡東白川村越原及び神土